

大府市人・農地プラン

平成 24 年 6 月策定

令和 3 年 3 月改定（実質化）

令和 6 年 3 月改定

目次

第1	プラン策定の趣旨と位置付け	
1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置付け	1
3	プランの期間	1
第2	大府市の情勢と課題	
1	農家戸数	2
2	農業従事者数（販売農家）	2
3	新規就農者数	2
4	経営耕地面積（販売農家）	3
5	荒廃農地	3
第3	農業の将来像及び目標	
1	農業の将来像	4
2	基本目標	4
3	目標値	4
第4	具体的計画	
1	対象地区の現状	5
2	対象地区の課題	5
3	対象地区内における中心経営体への農地の集積・集約化に関する方針	6
4	3の方針を実現するために必要な取組に関する方針	7
	（参考：非公表）中心経営体リスト	8

第1 プラン策定の趣旨と位置付け

1 プラン策定の趣旨

本市は、知多半島の付け根、名古屋都市圏の都市近郊に位置し、その立地条件を生かして、たまねぎ・キャベツなどの露地野菜、ぶどう・梨などの果樹を中心に発展し、米をはじめ、野菜、果樹、畜産など多彩な農業が営まれてきました。

しかしながら、都市化の進行により住宅地等と農地の混住化が進み、農地の減少など農地基盤の弱体化とともに兼業化が進みつつあるため、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化しています。また、農業従事者の高齢化、荒廃農地の増加、農産物価格の低迷、農業資材や飼料価格の高騰など、営農環境は一層厳しさを増しています。

国においては、平成24年度からそれぞれの集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」の作成を推進し、作成地域に対する様々な支援が措置されました。このような中、本市では平成24年6月に「大府市人・農地プラン」を策定しました。

その後、国が農地の集積・集約化に関する事業の見直しを行い、平成30年度からは事業の実行力を強化するために「人・農地プランの実質化」に向けた取組（集落・地域における話し合い等）を推進することとなりました。

そのため、本市でも農業従事者の高齢化や後継者不足、荒廃農地の増加など「人と農地の問題」に対応するため、令和元年度に農地所有者等に対するアンケート調査、令和2年度に「農地の集積・集約化」、「地域内で残すべき農地」、「担い手の確保」等に関する地域の話し合いを実施し、担い手農業者等の意見を反映した「人・農地プランの実質化（プランの改定）」を図りました。

2 プランの位置付け

本プランは、「第6次大府市総合計画」、「第4次大府市都市計画マスタープラン」や、農業分野における施策を具体化した「大府市産業振興基本計画」、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」、「農業振興地域整備計画」などの諸計画と整合性を図り、特に人と農地に関することを中心に農業振興を推進していくことを目的としています。

3 プランの期間

本プランは、令和3年度から令和7年度までを計画の期間と定め、見直しが必要な場合には、適宜改定を行います。

第2 大府市の情勢と課題

1 農家戸数

販売農家数は、年々減少し、令和2年には、大府市の販売農家数は279戸となっている。

(単位：戸)

年次	販売農家				自給的農家
	計	専業農家	兼業農家		
			第一種	第二種	
平成22年	428	146	75	207	388
平成27年	372	146	65	161	376
令和2年	279	-	-	-	357

【出典】農林業センサス

2 農業従事者数

農業従事者数は、年々減少し、令和2年には、農業従事者数に占める65歳以上の割合が58%と半数以上を占め、高齢者が本市の農業の担い手として大きな役割を果たしています。

(単位：人)

年次	15～29歳	30～49歳	50～64歳	65～74歳	75歳以上	計
平成22年	79	231	357	282	221	1,170
平成27年	66	190	268	230	204	958
令和2年	9	81	134	158	152	534

※令和2年からは、対象者が農業に60日以上従事した者に変更されています。

【出典】農林業センサス

3 新規就農者数

新規就農者数は、毎年数人と少なく、高齢化により減少する農業者を補っていません。

(単位：人)

年次	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
新規就農者数	1	4	4	2	5	4
(うち新規参入者数)	(1)	(1)	(1)	(0)	(2)	(1)
年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
新規就農者数	4	7	6	7	6	6
(うち新規参入者数)	(2)	(4)	(6)	(5)	(3)	(3)

【出典】大府市農政課調査

4 経営耕地面積（販売農家）

担い手の減少、都市化の進展等により、農地は年々減少しています。

（単位：ha）

年次	経営耕地面積
平成22年	484
平成27年	427
令和2年	392

【出典】農林業センサス

5 荒廃農地

荒廃農地は、近年大幅な増加は見られませんが、解消にも至っていない状態です。また、担い手の減少、農業者の高齢化等により、さらに増加することが予想されます。

（単位：ha）

年次	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
荒廃農地面積	22.4	23.2	22.3	21.8	23.0	22.1
年次	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
荒廃農地面積	16.9	19.9	22.2	20.0	18.1	20.3

【出典】大府市農業委員会調査

第3 農業の将来像及び目標

1 農業の将来像

多様な担い手により農地が適正に管理されるとともに、担い手への農地集積が進められ、安定した農業経営が営まれることにより、地域特性を生かした都市近郊農業が行われています。

2 基本目標

～地域特性を生かした都市近郊農業の推進～

- (1) 担い手の確保・育成と農地の集積
- (2) 農業産出額の向上
- (3) 地産地消の推進と農のあるまちづくりの推進
- (4) 安心して営農できる農業生産基盤の整備・保全

3 目標値

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和7年度)
認定農業者数 (うち法人数)	64人 (11法人)	66人 (10法人)
認定新規就農者数 (令和2年度からの累積)	3人	6人
利用権設定面積	148.4ha	146.3ha
荒廃農地面積	20.3ha	12.3ha

第4 具体的計画

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月	直近の更新年月日
大府市	大府地区(大府集落、長根集落、横根・北崎集落、共和集落、長草集落、吉田集落)	平成24年6月	令和5年3月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	778ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	489ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	240ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	160ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	13ha
④地区内において、今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	57ha
(備考) 農地の貸付等の意向 10年後を見据えた農地の貸付意向(アンケート調査:令和元年12月)として、全面積の3割(回答面積の5割)近くを「農地として貸したい・売りたい」又は「既に貸していて引き続き貸したい」という回答が占めている(大府集落35.4%、長根集落17.5%、横根・北崎集落32.5%、共和集落22.6%、長草集落18.5%、吉田集落29.5%)。	

・①、②、③の値:令和3年3月10日時点

注1:③の「〇歳以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

本市では、高齢化や後継者不足による農業者の減少が課題となっており、荒廃農地の増加が懸念されている。また、愛知用水をはじめ、ため池や農業用水路などの農業生産基盤の老朽化が進んでいる。さらに、消費者に近い地の利を生かした付加価値の高い都市近郊農業や市民に親しまれる農業を推進する必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集積・集約化に関する方針

<p>農業者の減少に対して、市やJAが連携して新規就農者や退職後の生きがいとして農業に携わりたい方など多様な担い手の確保を支援する。 また、持続可能な農業を展開するため、農地銀行制度や農地中間管理事業を活用し、担い手への農地集積・集約化を推進する。</p>	
(1)	<p>大府集落の農地は、中心経営体である認定農業者や若手農業者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。 大東町の水田地域は、治水機能を保ちながら効率的な営農ができるように農地を有効に活用する。 特に、地域の話合いにより水田の集積・集約化を進めた以下の地区については、畦畔除去の支援などにより営農の効率化を図る。 [大東町(四丁目)]</p>
(2)	<p>長根集落の農地は、中心経営体である認定農業者が担う。 市街化区域内又は市街化区域に隣接する農地が多いため、近隣の生活環境に配慮しつつ、特定生産緑地制度を有効に活用して、引き続き、高収益作物等の生産を行う。</p>
(3)	<p>横根・北崎集落の農地は、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。また、水田として利用する農地を中心にJAの継続的な協力のもと農地の集約化を進める。 特に、地域の話合いにより水田の集積・集約化を進めた以下の地区については、畦畔除去の支援などにより営農の効率化を図る。 [北崎町(内田面、南屋敷、大清水、島原、汐田、向田、森下、神明、東新田、境川、神田)、横根町(後田、家下、惣作、寺下、酉新田、子新田、浜田、折戸、池下、砂原)] 集落内の東側(境川と県道57号瀬戸大府東海線との間)の水田地域は、治水機能を保ちながら効率的な営農ができるように農地を有効に活用する。</p>
(4)	<p>共和集落の農地は、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。 木の山地域の畑地では、必要に応じて担い手農業者への集積を進める。集約化については、各農業者が高品質な農作物を生産する取組(土づくり等)を継続することを優先して検討する。集落内の南側(県道名和大府線の南側)の水田地域は、治水機能を保ちながら効率的な営農ができるように農地を有効に活用する。</p>
(5)	<p>長草集落の農地は、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。 集落内の水田地域(矢戸川、白は池付近)は、第4次大府市都市計画マスタープランの土地利用計画と整合を図りながら、治水機能を保ちながら効率的な営農ができるように農地を有効に活用する。</p>
(6)	<p>吉田集落の農地は、中心経営体である認定農業者や認定新規就農者等が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進する。 畑地では、基盤整備実施済みの優良農地を中心に必要に応じて担い手農業者への集積を進める。集落南部(石ヶ瀬川、半月川付近)の水田地域は、治水機能を保ちながら効率的な営農ができるように農地を有効に活用する。</p>

注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>(1)農地の有効利用に関する方針</p> <p>①農地銀行、農地中間管理事業の活用 農地の貸付を希望する農業者に農地銀行制度を紹介する。制度の紹介は、農業委員会が実施している農地台帳補足調査の機会等を活用して定期的実施する。また、農地銀行制度の運用に当たっては、できる限り耕作しやすい農地を紹介できるよう配慮する。 農地貸借が成立する見込みの高い貸付や借受要望の相談に対しては、農地中間管理事業を紹介する。</p> <p>②遊休農地の活用 遊休農地は、農地所有者に対して景観の維持や不法投棄等による地域環境の悪化等を防ぐため、適正な管理を促すとともに、市やJAとの連携や支援により有効に活用を進める。</p> <p>③大府市土地利用計画との整合 第4次大府市都市計画マスタープランの土地利用計画について、農業者(特に新市街地地区内で耕作する者)と情報共有を図る。 開発が具体化する場合には、市役所関係部局が連携して、農地所有者だけでなく耕作者に対しても、早めに情報提供を行ったり、移転等が必要な場合に不利益が生じることのないように開発事業者等に促す。 また、新市街地地区からの中心経営体の移転が必要な場合は、移転を契機に農地の集積・集約化を進めるように支援する。</p>
<p>(2)農業基盤に関する方針</p> <p>①農地の集積・集約化の推進 生産性の向上や農地の集積・集約化を図るため、大区画化・汎用化等の基盤整備を進める地域は、実現に向けて取り組む。比較的小規模な基盤整備が求められる場合は、農地中間管理事業に関連した国庫補助メニュー等を紹介する。 特に、水田の集積・集約化に当たっては、畦畔の除去や排水の適正化等により、営農の効率化を図る取組を進める。</p> <p>②農業生産基盤の老朽化対策 農業生産基盤の老朽化に対しては、水田地域でパイプラインの改修等が必要となっていることを踏まえて、多面的機能支払事業等を有効に活用して、適切な施設管理や計画的な改修を実施する。</p>
<p>(3)農業経営に関する方針</p> <p>①若手農業者等への支援 将来にわたって中心経営体となることが期待される親元での就農や新たに本市で農業を始める若手農業者に対して、地域や関係機関が一体となって農地の確保や技術・資金面の支援を行う。また、定年帰農者に対しても必要な支援を実施する。</p> <p>②市内農畜産物の高付加価値化 付加価値の高い農業を推進するため、地元農畜産物のPRや民間事業者との連携、地元の農業者等が中心となって開催するマルシェ等により地産地消に取り組む。また、「大府市6次産業化推進戦略」に基づき、6次産業化の取組を支援する。</p> <p>③市民に親しまれる農業の推進 市民に親しまれる農業を推進するために、農畜産物直売所の周知や、子どもから大人までの農業体験や安心・安全で良質な地元の農畜産物の魅力をPRする。また、地域の景観や魅力の向上を図るため、農地の保全管理を目的とした景観作物を栽培する取組を支援する。</p>